

別紙

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例に基づく停止命令等の基準

1 用語の意義

この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「廃止命令」とは、岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成 26 年岐阜県条例第 40 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、風俗案内業の廃止を命ずることをいう。
- (2) 「停止命令」とは、条例第 15 条の規定に基づき、風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 「指示処分」とは、条例第 14 条の規定に基づき、風俗案内業者に対して指示をすることをいう。
- (4) 「条例違反行為」とは、条例に違反する行為をいう。

2 指示処分との関係

風俗案内業者に対する廃止命令及び停止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、条例第 5 条第 2 号から第 4 号までに掲げる法律や岐阜県条例に基づく処分を受けた場合のほか、次に掲げる場合には、指示処分を行わず、直ちに廃業命令又は停止命令を行っても差し支えない。

- (1) 同種の処分事由に当たる違反行為であって悪質なもの（条例に掲げる罪に当たる違法な行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によって自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る違反と同種の違反を行った場合
- (3) 罰則の適用がある条例違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (4) 短期 20 日以上 の量定に相当する処分事由に当たる違反行為が行われた場合
- (5) (1) から (4) までに掲げる場合のほか、違反行為の態様が悪質で、清浄な風俗環境を害し、又は青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

3 量定

廃止命令又は停止命令の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

- A 廃止命令
- B 短期 40 日以上長期 180 日以下の停止命令。基準期間は、90 日
- C 短期 20 日以上長期 180 日以下の停止命令。基準期間は、40 日
- D 短期 10 日以上長期 80 日以下の停止命令。基準期間は、20 日
- E 短期 5 日以上長期 40 日以下の停止命令。基準期間は、14 日
- F 短期 5 日以上長期 20 日以下の停止命令。基準期間は、7 日
- G 指示処分に違反した場合に当該違反を処分事由として停止命令を行うもの

4 廃止命令

廃止命令は、8 前段に定める場合及び量定が A である処分事由がある場合のほか、3 及び 5 から 8 までに定めるところにより、量定の長期が 180 日に達した場合で、9 (2) アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又は行為が著しく悪質である等の事情から、再び違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断

されるときに行うものとする。

5 情状による軽減

廃止命令を行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、廃止命令に替えて停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、60日以上180日以下の停止命令とする。

6 停止命令の併合

処分事由に当たる違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間を超えないものとする。

7 観念的競合

2以上の処分事由に該当する一つの違反行為について停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とするものとする。

8 常習違反加重

最近1年間に60日以上停止命令を受けた風俗案内業者又はその代理人等が当該停止命令の処分事由に係る違反行為と同種の違反行為を行ったときは、廃止命令を行うものとする。

また、最近3年間に停止命令を受けた者に対し停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該停止命令の処分事由について3及び5から7までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に停止命令を受けた回数²の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は180日を超えないものとする。

9 停止命令に係る期間の決定

停止命令により風俗案内業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、量定がAに相当するものについて停止命令を行う場合は、上限を180日とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて停止命令を行う場合は、3に定める基準期間（6に規定する場合は各処分事由のうち、その量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、7に規定する場合は各処分事由のうち、その量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、8後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。

- (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて停止命令を行う場合において次に掲げる処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、3及び5から8までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、60日を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命じることができる。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分を受けたこと。
- (イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る違反と同種の違反行為を行ったこと。
- (ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 代理人等のうち多数の者が条例違反行為に加担していること。
- (オ) 付近の住民からの苦情が多数ある等、公衆に著しい迷惑を及ぼしたこと。
- (カ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- (キ) 行政処分の対象となる風俗案内業者に悔しゅんの情が見られないこと。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 他人に強いられて違反行為を行ったこと。
- (イ) 風俗案内業者自身（法人にあつては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る違反行為を防止できなかつたことについて過失がないと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る違反を行ったことがなく、悔しゅんの情が著しいこと。
- (エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

10 停止命令と他の行政処分との関係

- (1) 廃止命令を行うときは、停止命令は行わないものとする。
- (2) 停止命令を行う場合において違反状態の解消のため必要があるときは、当該停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別 表

処 分 事 由	関係条項	量定
1 条例又は条例で定める規則の規定に関する違反行為 (条例第15条) <条例若しくは条例に基づく命令又は条例に基づく規則 の規定に違反する行為>		
(1) 性風俗特殊営業に係る風俗案内業の禁止違反	第3条	A
(2) 禁止地域における接待風俗営業に係る風俗案内業 の禁止違反	第4条第1項	A
(3) 届出義務違反	第6条第1項	B
(4) 届出書等虚偽記載	第20条第1号	B
(5) 廃止・変更届出義務違反	第6条第2項	E
(6) 廃止・変更届等虚偽記載	第20条第2号	E
(7) 名義貸し	第7条	A
(8) 管理者選任義務違反	第8条第1項	E
(9) 管理者の業務不履行	第8条第3項	E
(10) 従業者名簿の不備・記載事項不備・保存義務違反	第9条	D
(11) 従業者名簿の虚偽記載・虚偽記録	第20条第3号	D
(12) 従業者の生年月日の確認義務違反	第10条第1項	D
(13) 従業者名簿の添付書類不備・保存義務違反	第10条第2項	D
(14) 従業者の生年月日の確認記録保存義務違反・虚偽 確認記録保存	第20条第5号	D
(15) 接待風俗営業の許可等確認義務違反	第11条第1項	D
(16) 接待風俗営業の許可等未確認営業所に対する風俗 案内の禁止違反	第11条第1項	D
(17) 接待風俗営業等確認の記録・帳簿の作成・保存義 務違反	第11条第2項	D
(18) 風俗営業等確認帳簿の虚偽記載・虚偽記録	第20条第7号	D
(19) 利用者勧誘禁止違反	第12条第1号	B
(20) 風俗案内の契約の締結等に関して威迫して困惑さ せる行為の禁止違反	第12条第2号	B
(21) 青少年の業務従事禁止違反	第12条第3号	A
(22) 青少年の利用禁止違反	第12条第4号	B

(23) 時間規制違反	第13条第1号	C
(24) 騒音規制違反	第13条第2号	D
(25) 公衆の目に触れるような方法での風俗案内の禁止違反	第13条第3号	D
(26) 卑わい行為が行われている旨の告知等	第13条第4号	D
(27) 性的感情を刺激する凶画等の表示等禁止違反	第13条第5号	D
(28) 委託契約に関する禁止行為違反	第13条第6号及び第7号	D
(29) 風俗案内所の表示義務違反	第13条第8号	F
(30) 青少年の利用禁止表示義務違反	第13条第9号	F
(31) 地域の静穏又は清浄な風俗環境を害するおそれがある方法による風俗案内の禁止違反	第13条第10号	D
(32) 指示処分違反	第14条	G
(33) 事業停止命令違反	第15条	A
(34) 報告・資料提出義務違反	第16条第1項	D
(35) 立入り拒否、妨害又は忌避	第16条第2項	D
<欠格事由関係法令違反行為>		
(36) 欠格事由に該当する違反	第5条	A
(37) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第49条、第50条第1項第4号から第9号まで、第52条第1号、第4号若しくは第5号又は第53条第1号若しくは第2号に規定する罪	第5条第2号ロ	A
(38) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第182条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の3、第227条第1項若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条から第226条の3まで又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）に規定する罪	第5条第2号ハ	A
(39) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪	第5条第2号ニ	A
(40) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第5条、第6条又は第8条に規定する罪	第5条第2号ホ	A
(41) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護	第5条第2号ヘ	A

<p>等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第2項又は第4項の規定により適用する場合を含む。)に規定する罪</p>		
<p>(42) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)に規定する罪</p>	<p>第5条第2号ト</p>	<p>A</p>
<p>(43) 岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例(昭和38年岐阜県条例第21号)第13条第3項、第4項第4号又は第6項に規定する罪</p>	<p>第5条第2号チ</p>	<p>A</p>